

動愛法及び動愛条例に関する不利益処分等事務処理要領（案） 概要

1 概要

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 63 年群馬県条例第 30 号）に基づく動物取扱業者の登録の取消し又は業務の停止、特定動物の飼養又は保管の許可の取消し及びその他の不利益処分並びに勧告及び公表並びに告発等に係る事務の取扱いに関する要領を策定する。

2 要領案の構成

本要領の構成は以下のとおり。

構成		内容	根拠法令等
I 総則	第 1 ～5	目的、用語、基本原則、処分等の適用、処分等取扱手順	
II 細則	第 1	第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者に対する必要措置命令等	動愛法第 22 条の 6、第 23 条（第 24 条の 4 において準用する場合を含む）
	第 2	第一種動物取扱業者であった者に対する必要措置命令等	動愛法第 24 条の 2
	第 3	第一種動物取扱業者に対する業務停止及び登録取消し	動愛法第 19 条
	第 4	特定動物飼養者に対する許可の取消し及び必要措置命令	動愛法第 29 条、第 32 条
	第 5	動物の飼養等に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態に対する措置命令等	動愛法第 25 条第 2 項及び第 3 項
	第 6	動物の飼養等に起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態に対する措置命令等	動愛法第 25 条第 4 項
	第 7	動物の飼い主に対する条例第 16 条による措置命令	動愛条例第 16 条
	第 8	弁明の機会の付与	
	第 9	聴聞	
	第 10	処分の執行	
	第 11	告発の取扱い	
	第 12	過料の取扱い	